

市営函館競輪場テレシアター等の貸付けに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の福祉の向上に寄与するために市が行う、市営函館競輪場の施設の市民への貸付けに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用施設)

第2条 この要綱により市民が貸付けを受けて使用することができる施設は、次のとおりとする。

- (1) テレシアター
- (2) 会議室
- (3) コミュニティロビー

(使用日および使用時間)

第3条 前条各号に掲げる施設（以下「施設」という。）を使用させることができる日（以下「使用日」という。）は、別表1のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは使用日において臨時に施設の使用を休止し、または使用日以外の日において臨時に施設を使用させることができる。

2 施設を使用させることができる時間（以下「使用時間」）は、別表2のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、使用時間を変更することができる。

(使用の申請等)

第4条 施設を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、使用しようとする日の3か月前から1か月前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の申請書の受付は、毎週月曜日から金曜日までの日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日ならびに1月2日から1月3日までの日および12月29日から12月31日までの日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間に函館市競輪事業部において行う。

4 市長は第1項の申請があった場合において、使用を認めるときは、別に定めるところにより、申請者と施設の賃貸借契約または使用貸借契約（以下「契約」という。）を締結する。ただし、軽易なものについては請書をもってこれに代えることができる。

5 同一の者による施設の使用は、月2回を限度とする。ただし、市長が必要と認めるときは、2回を超えて使用することができる。

6 市長は、施設の使用を認める場合において、施設の管理運営上必要があるときは、条件を付すことができる。

(使用の不承諾等)

第5条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を認めない。

- (1) 公共の秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治団体または宗教団体の利害に関する事業を行うおそれがあるとき。
- (3) 建物、附属設備等を破損し、汚損し、または滅失するおそれがあるとき。
- (4) 施設内において、寄附の要請、営利・営業行為その他これらに類する行為をするおそれがあるとき。

- (5) テレシアターを利用する人数が、おおむね30名未満であるとき。
- (6) 市民の福祉の向上に寄与しないと認められるとき。
- (7) その他施設の管理運営上支障があるとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第6条 契約を締結した者(以下「使用者」という。)は、施設を使用を認められた目的以外に使用し、またはその使用する権利を他人に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

(使用の中止の届出)

第7条 使用者は、施設の使用を中止しようとするときは、あらかじめ別記第2号様式の届出書により市長に届け出なければならない。

(貸付料)

第8条 使用者は、別表3に定める貸付料を前納しなければならない。

2 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、前項の貸付料を減免することができる。

(貸付料の減免)

第9条 貸付料を減免することができる場合とは、次に掲げる場合とし、減免する割合は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- (1) 国または公共団体等が使用する場合 10分の10
- (2) 競輪振興法人その他の競輪関係団体が使用する場合 10分の10
- (3) 公益性が大きいと認める場合 10分の5
- (4) その他市長が特に必要があると認める場合 10分の5

2 貸付料の減免を受けようとする者は、別記第3号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、減免の可否を決定し、別記第4号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(貸付料の還付)

第10条 既納の貸付料は、還付しない。ただし、市長が特に認める場合は、その全部または一部を還付することができる。

2 前項の市長が特に認める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。この場合において還付する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合 既納の貸付料の全額
- (2) その他特別の理由により市長が還付する必要があると認める場合 既納の貸付料の全部または一部の額

3 貸付料の還付を受けようとする者は、別記第5号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の申請があったときは、還付の可否を決定し、別記第6号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用者の遵守事項)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険物等を持ち込まないこと。
- (2) 定員を超えて入場させないこと。

- (3) 火気の取扱いには特に注意し、所定の場所以外では喫煙をしないこと。
- (4) 施設に入場する者（以下「入場者」という。）の安全確保の措置を講じるとともに施設の秩序を維持するため、施設の使用中、会場責任者および整理員を置くこと。
- (5) 附属設備等を適切に取扱い、許可を受けたもの以外を使用し、または移動しないこと。
- (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (7) その他施設の係員の指示に従うこと。

（入場者の遵守事項）

第12条 入場者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 火気の取扱いには特に注意し、所定の場所以外では喫煙をしないこと。
- (2) 広告物の掲示および配布をしないこと。
- (3) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (4) 他人に対して迷惑となるような行為をしないこと。
- (5) その他施設の係員の指示に従うこと。

（契約の解除等）

第13条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じて市は、その賠償の責めを負わない。

- (1) 使用の申請に偽りがあったとき。
- (2) 使用を認める条件に違反したとき。
- (3) 第5条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (4) その他施設の管理運営上支障が生じたとき。

（原状回復等）

第14条 使用者は、施設の使用を終了したとき、または第13条の規定により契約を解除され、もしくは使用を停止されたときは、直ちに施設の係員の指示に従い、その使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

（損害賠償の義務）

第15条 使用者は、施設の使用により、建物、附属設備等を破損し、汚損し、または滅失したときは、直ちに市長に届け出て、その指示により損害を賠償しなければならない。

（係員の立入り）

第16条 使用者は、管理上の必要による施設への係員の立入りを拒んではならない。

（入場の制限）

第17条 市長は、施設に入場しようとする者または入場した者が第5条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、入場を拒否し、または施設からの退場を命ずることができる。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 市営函館競輪場テレシアターおよびコミュニティロビー管理運営要綱（平成14年6月7日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

区 分	使 用 日
テレシアター	以下の期間を除く日 ・市営函館競輪開催初日の前日から当該開催最終日まで ・1月1日から1月5日まで ・12月27日から12月31日まで
会議室	以下の期間を除く日 ・市営函館競輪開催初日の前日から当該開催最終日の翌々日まで ・1月1日から1月5日まで ・12月27日から12月31日まで
コミュニティロビー	以下の期間を除く日 ・市営函館競輪開催初日の前日から当該開催最終日の翌々日まで ・ナイトー競輪を含む臨時場外開催初日から当該開催最終日まで ・1月1日から1月5日まで ・12月27日から12月31日まで

別表 2 (第 3 条関係)

区 分	使 用 時 間
テレシアター	午前 10 時から午後 9 時まで
会議室	午前 10 時から午後 9 時まで
コミュニティロビー	午前 10 時から午後 9 時まで

別表 3 (第 8 条関係)

貸付料

区 分	1 時間までごとに
テレシアター	1, 600 円
会議室 (1 室分)	200 円
コミュニティロビー	1, 000 円

- 備考 1 1 月 1 日から 4 月 30 日までの日および 11 月 1 日から 12 月 31 日までの日において、上記の施設を使用する場合は、この表の規定による貸付料の額の 5 割増しの額とする。
- 2 契約上の使用時間を超えて使用した場合は、超過分の貸付料を徴収する。